

令和 7 年度認知症対応型サービス事業管理者研修

開 催 要 項

1. 目 的

認知症対応型サービス事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの知識・技術を身につけることを目的とする。

2. 主 催 島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

会場	期 日	実施方法	定員
1 回目	令和 7 年 10 月 8 日(水) ～9 日(木)	Zoom でのオンライン研修	36 名
2 回目	令和 8 年 2 月 25 日(水) ～26 日(木)		36 名

4. 受講対象者

島根県内の事業所で、（1）及び（2）の要件をすべて満たす者

（1）①～⑨の事業所の管理者及び予定者

- ① 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所
- ② 共用型指定認知症対応型通所介護事業所
- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- ⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑥ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- ⑦ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所
- ⑧ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

（2）認知症介護実践研修「実践者研修」又は痴呆介護実務者研修「基礎課程」を修了している者

※平成 12 年～17 年までの「実践者研修」を受講していない実践リーダー研修（専門課程）の修了者 については「実践者研修」修了者とみなします。

※実践者研修未受講の場合は、本年度中に下記の期間で受講し修了が必要です。

1 回目に管理者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲いずれかの修了または予定者

2 回目に管理者研修を受講する場合：本年度の実践者研修 I 松江・II 出雲・III 浜田・IV 出雲いずれかの修了
または予定者

- ・今後開設を予定している事業所の管理者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。
- ・管理者変更になった場合、新任の管理者は本研修を受講することが必要です。
- ・地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照ください。

5. 申込方法・受講決定・受講料

- (1) 申込期間 1回目 7月23日(水)～8月25日(月)13時
 2回目 12月15日(月)～1月14日(水)13時 までにお申込みください。

※地域密着型サービス事業所において、人員基準上受講が必要な場合は、保険者の推薦が必要となりますので、申込時に圏域の介護保険者へご相談ください。

※**受講予定者が開催期日に参加可能であるかを確認**していただき、必ず**事業所で優先順位**を付したうえで申し込みをしてください。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込みはできません）。

※**職員登録の際は氏名・生年月日を正確に入力**してください。**修了証書にそのまま記載**されます。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『**研修受講サポートシステム**』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 申し込み後、圏域の介護保険者が受理した場合、申込状態が「受付完了」になります。また申込内容に不備がある場合は、申込状態が「要件不備」となります。要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 受講決定

- ①受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。研修日の1ヶ月前頃までに各事業所に「受講決定通知書」を送付します。決定通知が届かない場合は、下記まで必ずご連絡ください。
- ②定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき選考を行い、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。

(3) 受講料 ひとり 4,000 円（消費税非課税）

- ①受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。記載されている期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）
- ②決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、**振込期日の 17 時まで**にご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

6. 修了証書の交付等

- (1) 定められた日程を修了された受講者には島根県知事名の修了証書を交付します。
- (2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
 ※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- (3) 欠席、遅刻、早退等により要件を満たさない場合や受講態度が著しく不良であると認められた場合、また内容を理解していないと判断された場合は、発行されない場合がありますのでご了承ください。
 ※詳細は別紙②「**研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について**」をご熟読ください。

7. 問い合わせ先

【運営基準に関すること】 各介護保険サービスの指定権者

【研修内容・システム操作方法】

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）担当／有馬・鬼村

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956

受講申込の際に頂く個人情報、研修の受講名簿等の作成、各種資料の送付、修了証書送付等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。

8. 研修内容

日程	時 間	内 容	講 師
1 日 目	9 : 00 ~ 9 : 15	受 付 (Zoom 入室・出席確認)	
	9 : 15 ~ 9 : 20	開会	
	9 : 20 ~ 10 : 50	介護従事者に対する労務管理について	島根労働局
	11 : 00 ~ 12 : 00	地域密着型サービス基準について	島根県健康福祉部 高齢者福祉課
	12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩	
	13 : 00 ~ 14 : 30	地域密着型サービスの取組みについて	サンキ・ウエルビー株式会社 事業統轄部 部長 深井 綾子 氏
	14 : 40 ~ 17 : 00	適切なサービス提供のあり方について	
2 日 目	9 : 00 ~ 12 : 10	適切なサービス提供のあり方について	